

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
標記のことについては、平成 19 年 7 月 1 日から、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。なお、下記の第 1 章及び第 2 章において「知的財産」、「侵害物品」、「侵害疑義物品」、「認定手続」、「疑義貨物」、「権利者」、「輸入差止申立て」、「申立人」、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」、「自発的处理」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達 69 の 11～69 の 21 - 1 の定めるところにより、第 3 章において「輸出差止申立て」（第 1 章及び第 2 章における場合を含む）、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達 69 の 2～69 の 10 - 1 の定めるところによる。 (削除)	標記のことについては、平成 19 年 7 月 1 日から、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。なお、下記の第 1 章から第 3 章までにおいて「知的財産」、「侵害物品」、「侵害疑義物品」、「認定手続」、「疑義貨物」、「権利者」、「輸入差止申立て」、「申立人」、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」、「自発的处理」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達 69 の 11～69 の 21 - 1 の定めるところにより、第 4 章において「輸出差止申立て」（第 2 章及び第 3 章における場合を含む）、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達 69 の 2～69 の 10 - 2 の定めるところによる。 <u>第 1 章 輸入差止申立ての内容の公表等</u> <u>輸入差止申立てを受け付けたときは、次により、その内容の公表等を行う。</u> <u>1 税関ホームページにおける公表等</u> <u>総括知的財産調査官は、申立先税関から通報を受け、次の事項を財務省の税関ホームページで公表する。この場合、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記する。</u> — 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。 — 「知的財産の内容」 登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。 イ 著作権 著作物の種類及びその内容（漫画・絵画又は映画のタイトル等） ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD 等）及びタイトル・実演家の名称等 ハ 不正競争防止法 (イ) 周知表示混同惹起品又は著名表示冒用品の場合 経済産業大臣意見書に記載されている商品等表示 (ロ) 形態模倣品の場合 経済産業大臣意見書に記載されている商品形態及び商品名

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	— 「侵害すると認める物品の品名」 差止対象となる物品の品名を表示する。 — 「申立人、申立人連絡先」 申立人の名称及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。 — 「申立先税関及び連絡先」 申立先税関及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。 — 「意見を述べることができる期間」 意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、申立て受付の日から 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 21 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を含まない。）となる日を設定するものとする。 （注）「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。 — 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。） — 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者 — 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者 2 予想される輸入者等への連絡 申立先税関の本関知的財産調査官（本関に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）は、予想される輸入者その他国内において当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる者（以下この章において「予想される輸入者等」という。）が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸入者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸入者等に対し上記 1 により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。 3 侵害物品と認める理由の開示 申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害物品と認める理由（申立人が提出した侵害の根拠となる鑑定書等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、原則として開示するものとする。 4 利害関係者による意見書の提出

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。 1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合 次のいずれかに該当する場合は、特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び<u>申立先税関（差止申立てが提出された税関をいう。以下同じ。）</u>の本関知的財産調査官（<u>本関に設置された知的財産調査官をいう。以下同じ。）</u>は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合には、経済産業大臣意見書の記載事項については、既に経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象とならないことに留意する。	— <u>利害関係者からの意見書提出</u> 利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べる場合は、<u>申立先税関の本関知的財産調査官は、上記 1 の税関ホームページで明示されている提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出させるものとする。</u> — <u>利害関係者からの追加意見書の提出</u> 上記 により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、<u>税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（第 2 章の 3 の に規定する意見聴取の場を開催する場合はその開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前日）までに、追加意見書の提出ができるものとする。</u> 5 <u>利害関係者意見書の開示</u> <u>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（追加意見書を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除く。</u> 第 2 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。 1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合 次のいずれかに該当する場合は、特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合には、経済産業大臣意見書の記載事項については、既に経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象とならないことに留意する。

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ 関税法基本通達 69 の 13 - 6 の による利害関係者からの意見書が提出された場合 ロ及びハ （省略） （省略） 2 （省略） 3 専門委員の委嘱等 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者（申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てについて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。）に、専門委員候補（税関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。）に係る特別な利害関係に関する意見がある場合には、次により当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるものとする。 イ及びロ （省略） 専門委員の選定及び委嘱 総括知的財産調査官は、上記 により提出された意見等を考慮して、当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則 3 名選定し、専門委員に意見を聴く場（以下「意見聴取の場」という。）の日時の調整後、専門委員予定者に対し「委嘱状」（別紙様式 1）を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、<u>申立先税関</u>の税関長とする。 （注）個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」（別紙様式 2）により、2 年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として 9 税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。 （省略） 当事者への実施通知 意見聴取の場の日時を決定した後、<u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、当事者に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」（別紙様式 3）により、専門委員の氏名及び意見聴取の場の日時・場所並びに意見聴取の場への参加意思の確認の通知を行うものとする。なお、場所については、当面、	イ 利害関係者から意見書が提出された場合 ロ及びハ （同左） （同左） 2 （同左） 3 専門委員の委嘱等 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見 <u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、当事者（申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てについて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。）に、専門委員候補（税関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。）に係る特別な利害関係に関する意見がある場合には、次により当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるものとする。 イ及びロ （同左） 専門委員の選定及び委嘱 総括知的財産調査官は、上記 により提出された意見等を考慮して、当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則 3 名選定し、専門委員に意見を聴く場（以下「意見聴取の場」という。）の日時の調整後、専門委員予定者に対し「委嘱状」（別紙様式 1）を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、<u>受付税関</u>の税関長とする。 （注）個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」（別紙様式 2）により、2 年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として 9 税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。 （同左） 当事者への実施通知 意見聴取の場の日時を決定した後、<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、当事者に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」（別紙様式 3）により、専門委員の氏名及び意見聴取の場の日時・場所並びに意見聴取の場への参加意思の確認の通知を行うものとする。なお、場所については、当面、東

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
東京税関本関の会議室とする。 4 専門委員への意見照会 専門委員への意見照会 申立先税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」（別紙様式 4）を送付し、意見を求めるものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立て（当該意見の求めの対象となる輸入差止申立てをいう。以下この章において同じ。）に係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠があるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載することとする。 専門委員への資料の送付 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料に加え、必要に応じ当該事案に関し参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする。 及び（省略） 5 意見聴取の場への出席者確認 申立先税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、出席者の氏名及び役職を書面で提出するよう求めるものとする。 （省略） 6 陳述要領書等の提出 （省略） 申立先税関の本関知的財産調査官は、提出された陳述要領書等を速やかに専門委員及び他の当事者に送付するものとする。 7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、概ね 2 時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。 ～（省略） 専門委員及び税関からの質問 イ及びロ（省略） ハ 総括知的財産調査官又は申立先税関の本関知的財産調査官は、必要と認める事項について、質問をすることができるものとする。	京税関本関の会議室とする。 4 専門委員への意見照会 専門委員への意見照会 受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」（別紙様式 4）を送付し、意見を求めるものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立て（当該意見の求めの対象となる輸入差止申立てをいう。以下この章において同じ。）に係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠があるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載することとする。 専門委員への資料の送付 受付税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料に加え、必要に応じ当該事案に関し参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする。 及び（同左） 5 意見聴取の場への出席者確認 受付税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、出席者の氏名及び役職を書面で提出するよう求めるものとする。 （同左） 6 陳述要領書等の提出 （同左） 受付税関の本関知的財産調査官は、提出された陳述要領書等を速やかに専門委員及び他の当事者に送付するものとする。 7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、概ね 2 時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。 ～（同左） 専門委員及び税関からの質問 イ及びロ（同左） ハ 総括知的財産調査官又は受付税関の本関知的財産調査官は、必要と認める事項について、質問をすることができるものとする。

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
専門委員の意見交換 イ （省略） □ 総括知的財産調査官及び<u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、専門委員の意見交換の場に立ち会うものとする。 （注）専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、お互いに意見交換を行うことができるものとする。 及び （省略） 8 当事者からの補足意見 補足意見の提出 専門委員による補足意見の求めの有無にかかわらず、当事者は、書面にて補足意見を提出できるものとする。この場合において、補足意見は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに又は意見聴取の場において提出された当事者の主張又は証拠(下記 10 のに規定する調査資料等を含む。)に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとする。なお、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」の送付を受けた当事者であって、意見聴取の場に出席しなかった者に対しては、<u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官から補足意見を提出できる旨を連絡するものとする。 （省略） 補足意見の開示 <u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。 9 電磁的記録の提出の求め <u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官又は専門委員は、当事者の意見の整理又は意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。 10 専門委員意見書 専門委員による資料等の調査・収集 専門委員は意見書の作成に当たり、自ら資料等の調査・収集を行うことができ	専門委員の意見交換 イ （同左） □ 総括知的財産調査官及び<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、専門委員の意見交換の場に立ち会うものとする。 （注）専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、お互いに意見交換を行うことができるものとする。 及び （同左） 8 当事者からの補足意見 補足意見の提出 専門委員による補足意見の求めの有無にかかわらず、当事者は、書面にて補足意見を提出できるものとする。この場合において、補足意見は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに又は意見聴取の場において提出された当事者の主張又は証拠(下記 10 のに規定する調査資料等を含む。)に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとする。なお、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」の送付を受けた当事者であって、意見聴取の場に出席しなかった者に対しては、<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官から補足意見を提出できる旨を連絡するものとする。 （同左） 補足意見の開示 <u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。 9 電磁的記録の提出の求め <u>受付税関</u>の本関知的財産調査官又は専門委員は、当事者の意見の整理又は意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。 10 専門委員意見書 専門委員による資料等の調査・収集 専門委員は意見書の作成に当たり、自ら資料等の調査・収集を行うことができ

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
るものとする。この場合において、当該資料等であって当事者が提出した主張又は証拠に含まれていないと認められるもの（以下この号において「調査資料等」という。）を基に意見を述べようとするときは、<u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官を通じ、原則として意見聴取の場の開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日（以下この号において「7 執務日前の日」という。）までに、調査資料等を当事者に送付し、意見聴取の場までの間に意見を述べる機会（意見聴取の場における意見陳述を含む。）を与えるものとする。7 執務日前の日までに当事者に送付できない場合は、当事者が補足意見として調査資料等について意見を述べる機会を与えるものとする。なお、<u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、調査資料等を他の専門委員に速やかに送付するものとする。 専門委員意見書の提出 専門委員は、税関から送付を受けた資料及び自ら調査・収集した資料等に基づき、「意見書」（別紙様式 5）を作成し、<u>申立先税関</u>の税関長宛てに提出するものとする。この場合、対象申立てが意見書において特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。なお、複数の専門委員が連名で意見書を作成することができるものとする。 （省略） 専門委員意見書の開示 <u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、専門委員意見書をその写しの交付等により当事者及び他の専門委員に開示するものとする。 11 専門委員意見書に対する当事者意見 専門委員意見書について明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合には、当事者はその内容を記載した意見書を提出することができるものとする。この場合において、<u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、その意見書の提出期限として、専門委員意見書の送付の日の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）以内の日を指定するものとする。 <u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、上記 の専門委員意見書に対する意見書の提出があった場合には、当該意見書をその写しの交付等により他の当事者及び専門委員に開示するものとする。 12 受理・不受理・保留の決定 （省略） 決定の通知	るものとする。この場合において、当該資料等であって当事者が提出した主張又は証拠に含まれていないと認められるもの（以下この号において「調査資料等」という。）を基に意見を述べようとするときは、<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官を通じ、原則として意見聴取の場の開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日（以下この号において「7 執務日前の日」という。）までに、調査資料等を当事者に送付し、意見聴取の場までの間に意見を述べる機会（意見聴取の場における意見陳述を含む。）を与えるものとする。7 執務日前の日までに当事者に送付できない場合は、当事者が補足意見として調査資料等について意見を述べる機会を与えるものとする。なお、<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、調査資料等を他の専門委員に速やかに送付するものとする。 専門委員意見書の提出 専門委員は、税関から送付を受けた資料及び自ら調査・収集した資料等に基づき、「意見書」（別紙様式 5）を作成し、<u>受付税関</u>の税関長宛てに提出するものとする。この場合、対象申立てが意見書において特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。なお、複数の専門委員が連名で意見書を作成することができるものとする。 （同左） 専門委員意見書の開示 <u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、専門委員意見書をその写しの交付等により当事者及び他の専門委員に開示するものとする。 11 専門委員意見書に対する当事者意見 専門委員意見書について明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合には、当事者はその内容を記載した意見書を提出することができるものとする。この場合において、<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、その意見書の提出期限として、専門委員意見書の送付の日の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）以内の日を指定するものとする。 <u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、上記 の専門委員意見書に対する意見書の提出があった場合には、当該意見書をその写しの交付等により他の当事者及び専門委員に開示するものとする。 12 受理・不受理・保留の決定 （同左） 決定の通知

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ 申立人に対する受理・不受理の決定の通知は、<u>関税法基本通達 69 の 13- 7</u> に基づき行うものとする。また、保留の決定の通知は、「輸入差止申立て保留通知書」（別紙様式 6）により行うものとする。 □ （省略） 13 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の中止 （省略） 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会中止の通知 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を中止した場合には、<u>申立先税関</u>の本関知的財産調査官は、専門委員に対しては「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」（別紙様式 8）により、当事者に対しては口頭により、その旨を通知するものとする。 <u>第 2 章</u> （省略） <u>第 3 章</u> 輸出取締りに係る専門委員制度の運用等 第 1 章の規定は輸出差止申立てにおける専門委員意見照会について、第 2 章の規定は輸出貨物に係る認定手続における専門委員意見照会について、それぞれ準用する。	イ 申立人に対する受理・不受理の決定の通知は、<u>関税法基本通達 69 の 13 - 1</u> に基づき行うものとする。また、保留の決定の通知は、「輸入差止申立て保留通知書」（別紙様式 6）により行うものとする。 □ （同左） 13 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の中止 （同左） 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会中止の通知 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を中止した場合には、<u>受付税関</u>の本関知的財産調査官は、専門委員に対しては「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」（別紙様式 8）により、当事者に対しては口頭により、その旨を通知するものとする。 <u>第 3 章</u> （同左） <u>第 4 章</u> 輸出取締りに係る専門委員制度の運用等 第 1 章の規定は<u>輸出差止申立て</u>について、第 2 章の規定は輸出差止申立てにおける専門委員意見照会について、第 3 章の規定は輸出貨物に係る認定手続における専門委員意見照会について、それぞれ準用する。